

新潟県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第52号

新潟県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県統計調査条例施行規則（令和2年新潟県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の統計の作成等を行う者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>（1）法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例、<u>新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）若しくは新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年新潟県条例第48号）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</u></p> <p>（2）～（5）（略）</p>	<p>（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の統計の作成等を行う者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>（1）法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</u></p> <p>（2）～（5）（略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の新潟県統計調査条例施行規則第7条第2項第1号の規定の適用については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第2条の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又はこれらの法律に基づく命令の規定（整備法附則第71条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、罰金以上の刑に処せられた者及び整備法附則第3条第8項から第11項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者並びに新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）附則第2条の規定による廃止前の新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の規定（個人情報保護法施行条例附則第3条第9項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に違反し、罰金以上の刑に処せられた者及び個人情報保護法施行条例附則第3条第6項から第8項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者とみなす。